

平成25年12月6日12月三次市議会定例会を開会した

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 小池 拓司
4番 鈴木 深由希	5番 澤井 信秀	6番 齊木 亨
7番 桑田 典章	8番 山村 恵美子	9番 穴戸 稔
10番 保実 治	11番 池田 徹	12番 新家 良和
13番 福岡 誠志	14番 岡田 美津子	15番 杉原 利明
16番 亀井 源吉	17番 伊達 英昭	18番 國岡 富郎
19番 大森 俊和	20番 竹原 孝剛	21番 平岡 誠
22番 小田 伸次	23番 林 千祐	24番 久保井 昭則
25番 助木 達夫	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 津森 貴行	総務部長 元 廣修
特命プロジェクト 推進部長 堂本 昌二	財務部長 福永 清三
地域振興部長 藤井 啓介	産業部長兼 農業委員会 事務局長 上岡 譲二
福祉保健部長 森田 和利	子育て支援部長 瀧 奥恵
教育長 児玉 一基	教育次長 白石 欣也
建設部長 花本 英蔵	水道局長 坂本 高宏
総合窓口 センター部長 部谷 義登	市民病院部 事務部長 山本 直樹
君田支所長 平岡 淳	布野支所長 反田 博美
作木支所長 瀧 奥 祥二郎	吉舎支所長 木屋 繁広
三良坂支所長 片岡 法生	三和支所長 細美 好宏
甲奴支所長 内藤 かすみ	企業誘致課長 森本 純
選挙管理委員会 事務局長 上野 哲之	監査事務局長 伊川 文雄

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 大倉 克文	次長 吉川 一也
議事係長 中村 静明	政務調査係長 明賀 克博
政務調査主任 瀧 熊 圭治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（14日間）
第 2		議会改革推進特別委員長中間報告
第 3	報告第21号	専決処分の報告について（訴えの提起について）
第 4	議案第97号 議案第98号 議案第99号 議案第100号 議案第101号	三次市民ホール設置及び管理条例（案）（総務委付託） 三次市休日夜間急患センター設置及び管理条例（案）（教育民生委付託） 三次市災害対策基金条例（案）（総務委付託） 三次市農業委員会の選挙による委員の定数条例（案）（産業建設委付託） 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の公布等に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）（総務委付託）
第 5	議案第102号 議案第109号	指定管理者の指定について（総務委付託） 財産の取得について（総務委付託）
第 6	議案第103号 議案第104号 議案第105号 議案第106号 議案第107号 議案第108号	平成25年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）（予算決算委付託） 平成25年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）（予算決算委付託） 平成25年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）（予算決算委付託） 平成25年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）（予算決算委付託） 平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）（予算決算委付託） 平成25年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託）

日程番号	議案番号	件名
第 7	陳情第 4 号 陳情第 5 号 陳情第 6 号 請願第 2 号	公契約条例制定を求めることについて（総務委付託） T P P 断固反対を求める意見書の提出について（総務委付託） 軽減税率適用等消費増税に向けた生活支援策に関する意見書の提出 について（総務委付託） 山代巴資料の保管・活用について（教育民生委付託）
第 8	発議第12号	三次市議会基本条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）

平成25年12月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（平成25年12月6日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	7
第 2		議会改革推進特別委員長中間報告	7
第 3	報 21	専決処分の報告について（訴えの提起について）	8
第 4	議 97	三次市民ホール設置及び管理条例（案）	9
	議 98	三次市休日夜間急患センター設置及び管理条例（案）	9
	議 99	三次市災害対策基金条例（案）	9
	議 100	三次市農業委員会の選挙による委員の定数条例（案）	9
	議 101	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の公布等に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）	9
第 5	議 102	指定管理者の指定について	15
	議 109	財産の取得について	15
第 6	議 103	平成25年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）	17
	議 104	平成25年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）	17
	議 105	平成25年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）	17
	議 106	平成25年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）	17
	議 107	平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）	17
	議 108	平成25年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）	17

日程番号	議案番号	件名
第 7	陳 4	公契約条例制定を求めることについて……………20
	陳 5	T P P 断固反対を求める意見書の提出について……………20
	陳 6	軽減税率適用等消費増税に向けた生活支援策に関する意見書の提出について……………20
	請 2	山代巴資料の保管・活用について……………20
第 8	発 12	三次市議会基本条例の一部を改正する条例（案）……………20



~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

本日から平成25年12月定例会を行います。

ただいまの出席議員数は26人です。

これより平成25年12月三次市議会定例会を開会をいたします。

本日の会議録署名者として、岡田議員及び福岡議員を指名をいたします。

本日の会議の中で、マスクを使用することを許可したいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会期の決定

○議長（沖原賢治君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの14日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって会期は14日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 議会改革推進特別委員長中間報告

○議長（沖原賢治君） 日程第2、議会改革推進特別委員長中間報告を議題といたします。

報告を求めます。

（議会改革推進特別委員長 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 保実議会改革推進特別委員長。

〔議会改革推進特別委員長 保実 治君 登壇〕

○議会改革推進特別委員長（保実 治君） 皆さんおはようございます。

それでは、議会改革推進特別委員長中間報告をいたします。

議会改革推進特別委員長報告として、これまでの特別委員会審査の経過などについて、平成25年3月定例会の報告以来、2回目の御報告を申し上げます。

本特別委員会では、議会改革推進のため、平成24年6月の特別委員会設置以降、これまでに19回の委員会を開催し、7つの事項について審査を重ねているところであります。

これまでの審査の結果、議員活動の活性化に関することについては、委員会における自由討議の充実や、議員の資質向上、またレベルアップのための研修の実施などの具体的な提案を行っており、予算特別委員会と広報広聴特別委員会の常任委員会化については、平成24年9月と平成25年4月に、それぞれの常任委員会が設置されたところであります。

以上の事項については、3月定例会にて御報告した内容のとおりであります。

残る4つの事項の通年議会の実施に関する事、反問権等の導入について、議員定数に関す

ること、議員報酬に関することについてであります。

まず、通年議会については、先進地等の調査状況などから、その実施効果は災害などの突発的な事件や緊急の課題に迅速に対応が可能になる。委員会活動が活発化され、より慎重な議案審査や専門的な調査が可能になることなどのメリットが期待できます。二元代表制の一翼を担う議会としては、権限強化並びに監視機能の強化につながるなどから、会期を1年とし、定例会をこれまでのとおり年4回とすることや、一事不再議の扱いなどの内容を確認し、議長に報告したところであります。

次に、反問権等の導入についてであります。

反問権については、議員の質問や質疑に対し、趣旨や不明部分の確認に必要な権限であるとして、趣旨の確認のため質問することができるなどの規定を設け、認めることとし、本12月定例会において、三次市議会基本条例の一部を改正するものであります。

なお、反論権については、導入の場合の対応体制などに課題があることなどの理由から、反問権についてのみ認めることといたしました。

次に、議員定数に関することと議員報酬に関することについてであります。

議員定数については、地方自治法の改正により、定数の上限を人口に応じて定めていた規定が撤廃となり、現在では明確な基準がなく、各自治体の判断に委ねられています。判断の基準に、市の事業課題や産業構造、人口、面積、財政規模、合併市町村数、小・中学校数等を考慮した類似団体との比較分析を行い、さらには行財政改革の視点のみならず、三次市の市政の現状や将来の予測も考慮し、検討を行っているところであります。

これからも市民の声が市政に十分に伝わり、市民全体の福祉向上につながることを前提とした適正な議員定数と報酬について、平成25年度中には議会改革推進特別委員会の答申が行えるように進めてまいります。

以上、本特別委員会の審査の結果と状況について御報告をいたします。

以上であります。

○議長（沖原賢治君） 本件は報告のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 報告第21号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

○議長（沖原賢治君） 日程第3、報告第21号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第21号の報告1件について御説明申し上げます。

報告第21号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払い請求に関す



る訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告1件は、地方自治法に基づき指定された専決処分であり  
ますので、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第97号 三次市民ホール設置及び管理条例（案）

議案第98号 三次市休日夜間急患センター設置及び管理条例（案）

議案第99号 三次市災害対策基金条例（案）

議案第100号 三次市農業委員会の選挙による委員の定数条例（案）

議案第101号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うた  
めの消費税法の一部を改正する等の法律の公布等に伴う関係条例  
の整備等に関する条例（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第4、議案第97号から議案第101号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求めらる）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第97号から議案第101号までの議案5  
件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第97号三次市民ホール設置及び管理条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、市民の芸術文化の振興及び交流を図り、芸術文化活動の発信拠点及びにぎわい創出  
の場とすることを目的として、三次市民ホールを設置するため、三次市民ホール設置及び管理  
条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、施設の名称及び位置、市民ホールの行う事業の内容、開館時間、利用料金  
等について定めようとするものであります。

次に、議案第98号三次市休日夜間急患センター設置及び管理条例（案）について御説明申し  
上げます。

本案は、休日または夜間における急病患者に対し応急の診療を行うことを目的として、三次  
市休日夜間急患センターを設置するため、三次市休日夜間急患センター設置及び管理条例を制  
定しようとするものであります。

その主な内容は、施設の名称及び位置、診療科目、診療日等について定めようとするもので  
あります。

次に、議案第99号三次市災害対策基金条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、東日本大震災の教訓を生かし、市民と市が一体となった災害に強い安全・安心のまちづくりを推進し、大規模災害発生時の復旧及び復興等に必要な事業に要する経費に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき基金を設置しようとするものであります。

次に、議案第100号三次市農業委員会の選挙による委員の定数条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、変化する社会経済情勢の中で、三次市農業委員会の委員数の適正化を図ることを目的として、農業委員会の選挙による委員の定数を定めるため、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、三次市農業委員会の選挙による委員の定数条例を制定しようとするものであります。

その内容は、農業委員会の選挙による委員の定数を28人としようとするものであります。

また、附則において、三次市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を廃止しようとするものであります。

最後に、議案第101号社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の公布等に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が平成24年8月22日に公布されたこと等に伴い、関係条例である三次市行政財産の使用料に関する条例外9条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税の率が合計5%から8%に改正されることに伴い、関係条例において使用料及び手数料等の基準額に乗じる消費税等の率を改めようとするものであります。

また、これまで実費弁償として徴収していた料金について、地方自治法に規定する手数料として定義しようとするものなどであります。

以上、議案5件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（12番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○12番（新家良和君） 議案第97号と議案第100号について御質問いたします。

最初に、議案第97号三次市民ホール設置及び管理条例（案）についてでございますが、設置管理条例の制定に伴って、関連する指定管理者の選定についてお伺いしたいと思います。まず1点目に、指定管理者の選定スケジュールについてどのようになっているか。

2点目については、選定の方法ですけれども、公募によるものか非公募によるものか。さらには、プロポーザル方式等の採用を検討されておるか否か。

3点目に、さきの全員協議会の資料をいただいた中に、管理運営計画の案がございましたけ

ども、その中に、運営主体としまして、開館直後の運営について、専門的ノウハウを有する主体を活用し、より効果的な運営を図るという文言がございますし、市民ホールのこの体系図の中の市の管理するところの事業運営委員会のところに、専門的ノウハウを有する主体というのが記載をされております。これはどのような役割を果たすものなのか質問をいたしたいと思っております。

それから、議案第100号につきまして、農業委員会の定数の削減ですけれども、現行30名を28名で2名の減となっておりますけれども、選挙区のそれぞれの定数が今指定されておりますけれども、第1から第4選挙区のうちの選挙区の定員を減員されるのか、これについてお伺いしたいと思います。

(特命プロジェクト推進部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 堂本特命プロジェクト推進部長。

○特命プロジェクト推進部長(堂本昌二君) 市民ホールに関してのまず1点目の質問に対してお答え申し上げますが、指定の今後のスケジュールのことでございます。

先般の管理運営計画でも示させていただいたように、3月には運営主体を決定していきたいと考えております。しかしながら、その先の質問にも通じるところがあると思っておりますが、公募、非公募ということについても、今慎重に検討いたしております。指定管理そのものについては、建物、施設が完成、引き渡しを受けた後の指定管理ということになりますので、予定者の決定ということになりますが、それまでにはきちとした形で、非公募、公募を含め、検討しながら決定をしまいたいということで、予定としては、この3月には事業主体を決めていきたいという考え方を、今回運営計画の中で示させてもらったものであります。プロポーザルの実施、それらの点についても今検討いたしております。

それで、1点目、2点目のあわせのお答えとさせていただきます。

3点目の中にありました管理運営計画の中に、専門的ノウハウを持った主体という記載をさせていただいております。これについても、いろんなイベント等を企画運営するプロモーター的な専門集団について、事業家あるいは企業体等についての力を得ながら、開館直後、例えば3年間のスタートをしっかりとっていくという意味で、そういう方の協力を得ながら、この事業を事業運営委員会の中で決定していきたいという意味で、そういう記載をさせていただいたものでございます。

(産業部長兼農業委員会事務局長 上岡譲二君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 上岡産業部長。

○産業部長(上岡譲二君) 今回の農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の件でございますけれども、今回の改正は、選挙による農業委員の定数を30名から28名にするということがまず第1点、それと第2点目は、選挙区を廃止するというところでございます。ですので、現行条例のどの選挙区に何人というのは、今回はございません。

(12番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

○12番（新家良和君） 市民ホールの指定管理の件なんですけども、既にプレイベントが始まっておりますし、そのオープニングイヤーについてもいろいろな企画をこれから具体的にやっていく時期に入っておりますけども、要は全員協議会に示されたこの資料の中にもありますように、極めて専門的なことの必要性が今後出てくるんじゃないかというぐあいに想定をしております。とりわけ大きなイベントをする、あるいはどこかからいろんなものを呼び寄せてくる、また本市の情報を発信する、いろんな局面において、かなり専門的な知識を有するようところが管理をしないと難しいんじゃないかという気がしています。行政視察であちこち行かせてもらいましたけども、三原のポポロあたりでも、指定管理者を請け負っているところについては、それなりの、例えば音楽であるとか、芸能であるとか、そういったところに通じたような方を中心に、指定管理者の選定がなされておるといことも聞かせてもらっておりますので、その辺についての基本的な考え方をもう一度確認をさせていただきます。

（特命プロジェクト推進部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 堂本特命プロジェクト推進部長。

○特命プロジェクト推進部長（堂本昌二君） その点についても、先般の管理運営計画の中で御説明したように、やはり今後の市民ホールの存在を、しっかり市内外に拠点としての発信をするということについては、そういう専門的な知識を持った方が中にいて、しっかり事業計画なりを練って、そして実施していくことが非常に大事なことだということをもって、そういうことで、事業運営委員会には市民参加組織と指定管理者と市と組織するものでありますが、その中にしっかり専門的ノウハウを有する主体も加わって、一定期間は充実した自主事業の企画運営を目指すという記載をさせていただいたところであります。まさに、市とそのような専門知識を持った主体が一体となって事業を進めていくということが、この第1条に設けた趣旨を発揮できるものと考えておりますので、御指摘いただいたことをしっかり考えながら、この組織運営をしていくという考え方を持っているとでございます。

○議長（沖原賢治君） ほかに。

（1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 吉岡議員。

○1番（吉岡広小路君） 私も今の議案第97号三次市民ホール設置及び管理条例（案）についてお聞きをしたいと思いますが、先ほど新家議員からも質問ありましたように、今回の市民ホールについては、より専門性のある方に指定管理者としてその運営を委ねて、行政がやるのではなくて、そういうプロの意識を持った、あるいは専門性を持った人にやっていただくというのが基本であろうかと思っておりますし、先ほどの答弁であったであろうかと思っております。そうしますと、今回の出された条例案を見ますと、少し今言われた考え方と内容が離れているんじゃないかというのを感じたりします。既に設置をされております三次市奥田元宋・小由女美術館の設置及び管理条例を見ますと、これは平成17年に条例が制定をされ、20年に2回、23年に1回、条例改正もなされておりますけれども、その中で一定見てみますと、例えば休館日について規定をしてあります。今回の市民ホールの休館日でいうと、毎週水曜日及び12月29日から

翌年1月3日まで休館日であるというふうに規定をしてありますけれども、奥田元宋・小由女美術館の場合は、毎月1回第2水曜日、休館日は毎月第2水曜日とするとだけ休館日が規定をされております。恐らく今までの行政のスタイルで毎週1回休館日を決めて、年末年始は当然休みですよという考え方ではなくて、当然年末年始も市民の皆さんの要望に応じてオープンをするということであるとか、毎週水曜日、定期的に休館するのではなくて、できる限りオープンをして、市民の皆さんや多くの来館者に来ていただくというのでつくられたのが、奥田元宋・小由女美術館の発想だとしたら、どうも今回、もう一回もとに帰るような形で、市民ホールの感覚が毎週1回は水曜日休みますよ、年末年始も他の施設と同じように休みですよという発想自体が、どうも民間に任せたりプロに任せたり、より多くの皆さんに使っていただくという感覚でいうともとに戻ったような気がしてならないわけです。当然、市民ホールですから、ニューイヤーコンサートであるとか、年末年始に使われる会館利用でありますとか、水曜日に使いたい皆さんであるとか、そういった皆さんに広く開放してこの施設が使われるべきだというふうに私は思いますけれども、その考え方について、もう一度お聞きをしたいと思います。

(特命プロジェクト推進部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 堂本特命プロジェクト推進部長。

○特命プロジェクト推進部長(堂本昌二君) 今回のお示しいたしております議案でございますが、まさに休館日について、第5条のほうで示させていただいておりますが、毎週水曜日ということと、あと年末年始を休みということにさせていただいております。しかしながら、この現在の文化会館も同様な規定でございます、そのような流れにしておりますが、あくまでも市長の承認を得れば変更できるということがございますので、そういうようなイベント等がございましたときには、積極的な開館も必要になるところもあろうと思います。そのことについては、指定管理者とよく協議しながら、しっかりPRに努めていくような体制はとってまいりたいと考えております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

○1番(吉岡広小路君) 確かにどの条例に関しても、市長が特に認めるものであるとか、あるいは指定管理者が、いわゆる市長の許可でありますとかそういったもので、開館時間の延長であったりとか、それを修正できるようにはなっているのは確かでありますけれども、なぜこの設置管理条例でこういったものが大切かという、例えば水曜日会館を使用したいというふうに通常申し込みがあったとしても、通常、その館の皆さんがおっしゃいますのは、水曜日は休館日ですから休みです。ほかの日にしてくださいというような回答をされることがほとんどだろうし、29日から1月3日まででは休みなんで、そのほかの日で考えていただけませんかというふうに答えるのが、こういうふうに設置管理条例で休館日が定めてあると、そういう状況になるかと思うんです。当然、大きなイベントであるとか、どうしてもこの日に使いたいということは、市長に協議をして、それが特別に許可されるということも考えられますけれども、もっと幅広く楽に、通常であっても多くの皆さんが会館を使える、市民ホールを使えるという体制に、

まず最初の時点から門戸を開いて多くの皆さんに使っていただくという姿勢のほうが大事だというふうに私は思いますけれども、もう一度、考えをお聞きしたいと思います。

(特命プロジェクト推進部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 堂本特命プロジェクト推進部長。

○特命プロジェクト推進部長(堂本昌二君) 御指摘をいただいとる点についても、しっかりこの点は柔軟にやっていながら、このホールの存在価値というものをしっかり高めるという対応はしてまいりたいと思っております。

現在も、文化会館は水曜日というような規定をしておりますが、運用上は月に1回だけの水曜日を休館させていただいてるようなことがございます。そんなことがございますので、その御指摘にならないように、しっかり活用していただいていけるような対応をしてまいりたいと考えております。

○議長(沖原賢治君) ほかに質疑ありますか。

(15番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 杉原議員。

○15番(杉原利明君) 私もちよつと議案第97号お伺いしたいんですけど、この利用料金が、随分私の感覚からすると安いなというような感じも受けるわけなんですけれども、これの料金体系に決められた理由をお伺いさせていただきたいのと、これでこれから指定管理料等、お支払いされると思うんですけども、どういったようなお考えでこの料金体系にされたのかお伺いしたいのと、屋内と屋外、それぞれ1平方メートル当たり80円と20円となっていますけれども、全部借りた場合の金額を教えてください。平米と金額。

(特命プロジェクト推進部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 堂本特命プロジェクト推進部長。

○特命プロジェクト推進部長(堂本昌二君) この料金の決定の根拠的なものは、もちろん現在の文化会館の使用料、特に今回は、冷暖房料は含めてしておりますので、含めた場合の料金との、今現在の状況との比較、そして県内でいえば、1,000から2,000席の同等のホールとの料金比較、例えば先ほども話に出ました三原のポポロでありますとか、廿日市のさくらびあの料金体系を参考にさせていただいております。

そして、この基本計画にありますように、これはこの空間を使い切る、しっかり皆さんに使っていただいて、料金をふやしていきたい、使用もふやしていきたい、活用してもらいたいという思いもございますので、現在の文化会館等の冷暖房を使った場合よりは安くなっております。特に、全日丸一日朝から夜10時まで使ったような場合については、例えば平日であります、現在では文化会館では11万円余り必要となっています。今回、お示しさせてもらっている料金でいきますと7万9,000円、8万円未満で使っていただけるといようなことになっております。それ以外にも、土日祝日であっても13万円程度全日ではかかるところが、今回の条例では9万7,000円でございます。ということで、御指摘のとおり安い料金とはなっております。しかしながら、そういう中でしっかり使ってもらいたいというのが、この条例案での思いでござ

ざいます。冷暖房料についても含めてはおりますが、そうしながら、安定的な音響の設備の機能を発揮するということもできますので、そのようなことを含めて、利用しやすい形を追求させてもらった結果で、このような料金体系となつとるということを御理解いただきたいと思えます。

今、もう2点目にありました屋外、屋内の全日使った場合の計算が、ちょっと今、私しておりませんので、時間をもしよければいただければと思います。

○議長（沖原賢治君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第97号及び議案第99号、議案第101号を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第98号を付託いたします。

産業建設常任委員会に議案第100号を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第102号 指定管理者の指定について

#### 議案第109号 財産の取得について

○議長（沖原賢治君） 日程第5、議案第102号及び議案第109号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第102号及び議案第109号の議案2件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第102号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、三次市交通観光センターの指定管理者を指定することについて、備北交通株式会社をその候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第109号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、三次市農業交流連携拠点施設整備事業に必要な用地として、8,723.44平方メートルの土地を、取得価格1億566万1,580円で取得することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

なお、土地関係者は9人であります。

以上、議案2件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

(12番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

○12番(新家良和君) 議案第102号について1点お伺いします。

指定管理者の指定の期間について、平成26年4月1日から27年3月31日までの1カ年の記載でございますけども、この27年3月31日で期間が満了した後の考え方についてお伺いします。

(地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井地域振興部長。

○地域振興部長(藤井啓介君) まず、平成27年3月31日までの1年間とした理由でございますが、市の指定管理施設の指定期間が、平成26年度まででそろえております。したがって、交通観光センターにつきましても、他の施設と合わせる事として、平成27年3月31日ということにさせていただいております。

それ以降の考え方でございますが、それ以降の考え方につきましては、基本的にこの施設については3年間を想定しておりますが、3年間という、市の場合は3年または6年間で指定期間を設けておりますけども、本センターの場合は非公募で、今回御提案をさせていただいておりますけども、非公募施設につきましては3年間ということの基本にしておるということで、その後は3年区切りで考えております。3年間の中で、目的がございますので、3年間を一区切りといたしまして、指定管理者が管理運営をしていくことを評価をしていくという点から考えて、3年間ということに区切らせていただきたいと思いますと思っております。

(12番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

○12番(新家良和君) 1年間に当初設定された理由については理解できましたけども、非公募であるからその後の期間が3年間ということなんですけども、この施設は、三次の駅前の中心市街地で一番情報発信のかなめになる施設でございますので、請け負う指定管理者のほうも戦略的に中・長期にわたって物事を考えていかなければならないと私は思うんですけども、果たして今後、非公募であるから3年間という限定がいいのかどうか。非公募であっても6年間にするという措置がとれないのかどうか。もう一度、その辺のところを確認させてください。

(地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井地域振興部長。

○地域振興部長(藤井啓介君) この3年間の区切りと申しますのは、先ほど御説明をしたようなことで3年間ということでございますが、議員から御意見等も伺っておりますので、非公募がイコール全て3年間にするかどうかというのは、また検討を改めてさせていただきたいと思っております。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(6番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 齊木議員。

○6番(齊木 亨君) 済いません。あわせて関連の質問をさせていただきます。



議案第102号につきまして、特定の交通関係の会社がとられましたわけですが、そこに入ってくるバスは、あと数社あると思います。私気にしてるのは、切符、乗車券等の共同の手配、そういうものがあわせて可能なのか。他社との協力関係がどこまでできているのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

(地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井地域振興部長。

○地域振興部長(藤井啓介君) まず、切符等でございますが、これにつきましては、既に広島県内のバス事業者で統一的な規格で発行もしております。PASPY等も統一的なものでつくっておりますので、問題はございません。

また、もう一点、実際の発着に関するどのバストップを使うかといったような問題が生じますが、これについては、複数社が入りますので、やはり調整が必要になってまいります。そういった調整が必要になってくるということを考え合わせて、今回県北で唯一の路線バスの交通事業者である備北交通に指定管理をお願いをしようと考えているところでございます。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2議案を総務常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第103号 平成25年度三次市一般会計補正予算(第6号)(案)

議案第104号 平成25年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
(案)

議案第105号 平成25年度三次市介護保険特別会計補正予算(第2号)(案)

議案第106号 平成25年度三次市下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
(案)

議案第107号 平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
(案)

議案第108号 平成25年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)  
(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第6、議案第103号から議案第108号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第103号から議案第108号までの議案6件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第103号平成25年度三次市一般会計補正予算(第6号)(案)について御説明

申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ7億539万円を追加し、補正後の総額を414億6,026万2,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

議会費は、給与減額や人事異動等に伴う職員人件費129万2,000円を減額するものの、普通旅費53万円を増額し、合わせて76万2,000円を減額。

総務費は、給与減額や人事異動等に伴う一般管理費の特別職人件費166万6,000円を減額、職員人件費3,875万5,000円を増額、基準管理経費は給与減額分を災害対策及び防災対策等の財源とするため、災害対策基金への積立金、地域の元気臨時交付金を財源とする都市基盤整備基金積立金ほか3基金への積立金6億5,110万円を追加、防災行政情報伝達システム整備のための地域情報化推進事業2,980万円を増額するなど、合わせて7億108万5,000円を追加。

民生費は、福祉タクシー給付費700万円及び保育業務委託料1,160万円を増額するものの、職員人件費の減額等、合わせて1,471万5,000円を減額。

衛生費は、自動車充電設備整備事業2,075万2,000円を追加、住宅用太陽光発電設備設置費補助金500万円を増額するものの、職員人件費の減額等、合わせて1,636万5,000円を減額。

農林水産業費は、小規模農業施設改良事業補助金650万円を増額するものの、職員人件費の減額等、合わせて1,180万1,000円を減額。

商工費は、三次市プロ野球公式戦開催実行委員会負担金100万円を増額するものの、職員人件費の減額等、合わせて324万2,000円を減額。

土木費は、職員人件費等を減額するものの、中国横断自動車道尾道松江線開通式典補助金200万円を追加、市道などの維持管理委託料5,000万円、修繕工事費2,500万円を増額するなど、合わせて6,825万1,000円を追加。

消防費は、災害時要援護者避難支援個別計画策定のための経費100万円を追加。

教育費は、給与減額や人事異動等に伴う事務局費の職員人件費など、合わせて2,856万1,000円を減額。

災害復旧費は、出水期が過ぎたことから、今後の機能維持のため、公共、公用施設の災害復旧費1,050万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

地方交付税は、普通交付税1億6,462万7,000円を追加、国庫支出金は地域の元気臨時交付金4億4,127万5,000円を追加、県支出金は広島県安心子ども基金特別対策事業費補助金、森林整備加速化・林業再生事業補助金を増額するなど、合わせて2,260万2,000円を追加。

財産収入は、三次地方森林組合出資配当金83万2,000円を追加。

繰越金は、前年度繰越金7,651万円を追加。

諸収入は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金など、合わせて1,734万4,000円を

追加。

市債は、地域情報化推進事業債を増額するものの、道路新設改良事業債、消防施設等整備事業債などを減額し、合わせて1,780万円を減額しようとするものであります。

第2条繰越明許費につきましては、第2表のとおり、防災行政情報伝達システム整備事業ほか6件について、平成26年度に繰り越そうとするものであります。

第3条債務負担行為の補正につきましては、第3表のとおり、がんばる地域支援事業ほか10件を追加しようとするものであります。特に、道路橋梁修繕事業及び道路新設改良事業については、平成26年度実施予定の工事を今年度内に早期発注していくことで、切れ目のない公共事業を実施していこうとするものであります。

第4条地方債の補正につきましては、第4表のとおり、地域情報化推進事業ほか2件について変更しようとするものであります。

次に、議案第104号平成25年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5,043万8,000円を追加し、補正後の総額を67億4,025万3,000円にしようとするものであります。

主な内容は、給与減額や人事異動等に伴う職員人件費の減額及び国庫支出金等精算返戻金を追加しようとするものなどであります。

次に、議案第105号平成25年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ35万1,000円を追加し、補正後の総額を71億2,936万8,000円にしようとするものであります。

内容は、人事異動等に伴う職員人件費を追加しようとするものなどであります。

次に、議案第106号平成25年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ301万7,000円を減額し、補正後の総額を24億9,234万6,000円にしようとするものであります。

内容は、給与減額や人事異動等に伴う職員人件費を減額しようとするものであります。

次に、議案第107号平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,047万円を減額し、補正後の総額を5億7,611万7,000円にしようとするものであります。

内容は、給与減額や人事異動等に伴う職員人件費を減額しようとするものであります。

最後に、議案第108号平成25年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ147万7,000円を減額し、補正後の総額を10億2,953万6,000円にしようとするものであります。

内容は、給与減額や人事異動等に伴う職員人件費を減額しようとするものであります。

以上、議案6件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第103号平成25年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）外5議案については、議長を除く全議員で構成する予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第103号外5議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 陳情第4号 公契約条例制定を求めることについて

陳情第5号 T P P断固反対を求める意見書の提出について

陳情第6号 軽減税率適用等消費増税に向けた生活支援策に関する意見書の提出について

請願第2号 山代巴資料の保管・活用について

○議長（沖原賢治君） 日程第7、請願1件及び陳情3件を一括議題といたします。

今期定例会において受理した請願及び陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております陳情第4号公契約条例制定を求めることについて、陳情第5号T P P断固反対を求める意見書の提出について、陳情第6号軽減税率適用等消費増税に向けた生活支援策に関する意見書の提出についてを総務常任委員会に付託いたします。

請願第2号山代巴資料の保管・活用についてを教育民生常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 発議第12号 三次市議会基本条例の一部を改正する条例（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第8、発議第12号三次市議会基本条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（19番 大森俊和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 大森議員。

〔19番 大森俊和君 登壇〕

○19番（大森俊和君） ただいま御上程されました発議第12号三次市議会基本条例の一部を改正する条例（案）について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡誠議員、助木達夫議員、林千祐議員、伊達英昭議員、岡田美津子議員、宍戸稔議員、新家良和議員、澤井信秀議員、山村恵美子議員と私大森俊和君でございます。

本案は、議会改革の取り組みの一つとして、本会議及び委員会における議員の質問や質疑に対して、その趣旨の確認のために、市長等の答弁者に対して反問ができるよう機会を与えようとするものであります。議論の争点や論点をより明確にし、議論の資質向上が期待できる反問権の導入のため、関係条例である三次市議会条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第12号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより発議第12号三次市議会基本条例の一部を改正する条例（案）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって発議第12号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午前10時56分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年12月6日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 岡田美津子

会議録署名議員 福岡誠志